

令和7年度桑名市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年4月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針は、本市が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等とし、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達推進方法

- （1） 物品等の調達に当たっては、市内の障害者就労施設等を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- （2） 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び桑名市随意契約ガイドライン（平成19年桑名市訓令第7号）の規定による随意契約方式を活用する。
- （3） 障害者就労施設等からの調達可能な物品等については、保健福祉部障害福祉課が各部署へ情報提供を行う。

5 調達目標

令和7年度の目標額は、令和6年度に障害者就労施設等から調達した実績額を目標として設定し、それを上回るよう努める。

6 調達実績の公表

この調達方針に基づき調達した物品等の調達実績については、年度終了後集計が済み次第、市ホームページ等により公表する。